

# 双葉町災害廃棄物処理計画

令和6年3月

# 目次

第1 災害廃棄物処理計画の概要.....	1
1 計画策定の目標と位置付け.....	1
(1) 計画策定の目標.....	1
(2) 計画の位置付け.....	1
2 基本的事項.....	2
(1) 対象とする災害.....	2
(2) 想定地震の設定.....	2
(3) 対象とする災害廃棄物.....	5
(4) 一般廃棄物処理施設の状況.....	6
(5) 協力・支援体制.....	8
(6) 関係機関連絡先.....	9
第2 災害廃棄物対策.....	15
1 組織体制と業務概要.....	15
(1) 組織体制.....	15
(2) 事務分掌.....	16
(3) 業務概要.....	17
2 災害廃棄物処理.....	18
(1) 災害廃棄物処理の基本方針.....	18
(2) 発災後の処理の考え方.....	18
(3) 災害廃棄物の処理.....	19
(4) 路上の廃棄物除去.....	22
(5) し尿処理.....	22
(6) 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理方針.....	23
(7) 災害廃棄物処理フロー.....	24
(8) 仮置場候補地の選定.....	25
(9) 仮置場の確保.....	25
(10) 仮置場の設置・管理運営.....	25
(11) 災害廃棄物の分別、処理方法.....	26
(12) 処理困難物の処理.....	28
(13) 環境対策、モニタリング、火災防止対策.....	30
(14) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去.....	31
(15) 思い出の品等.....	32

# 第1 災害廃棄物処理計画の概要

## 1 計画策定の目標と位置付け

### (1) 計画策定の目標

本計画は、双葉町地域防災計画に基づき、災害廃棄物等の処理に係る対応について、その方策を示すものである。

なお、双葉町地域防災計画等が見直された場合や社会情勢の変化など、必要に応じて見直しを行い、発災後の実際の運用に当たっては、現場の被害状況等を適切に判断した上で、効果的な運用を図るものとする。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、環境省の定める災害廃棄物対策指針に基づき策定するものであり、福島県災害廃棄物処理計画と整合を図り、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するためのものとし、計画の位置づけを図1に示す。

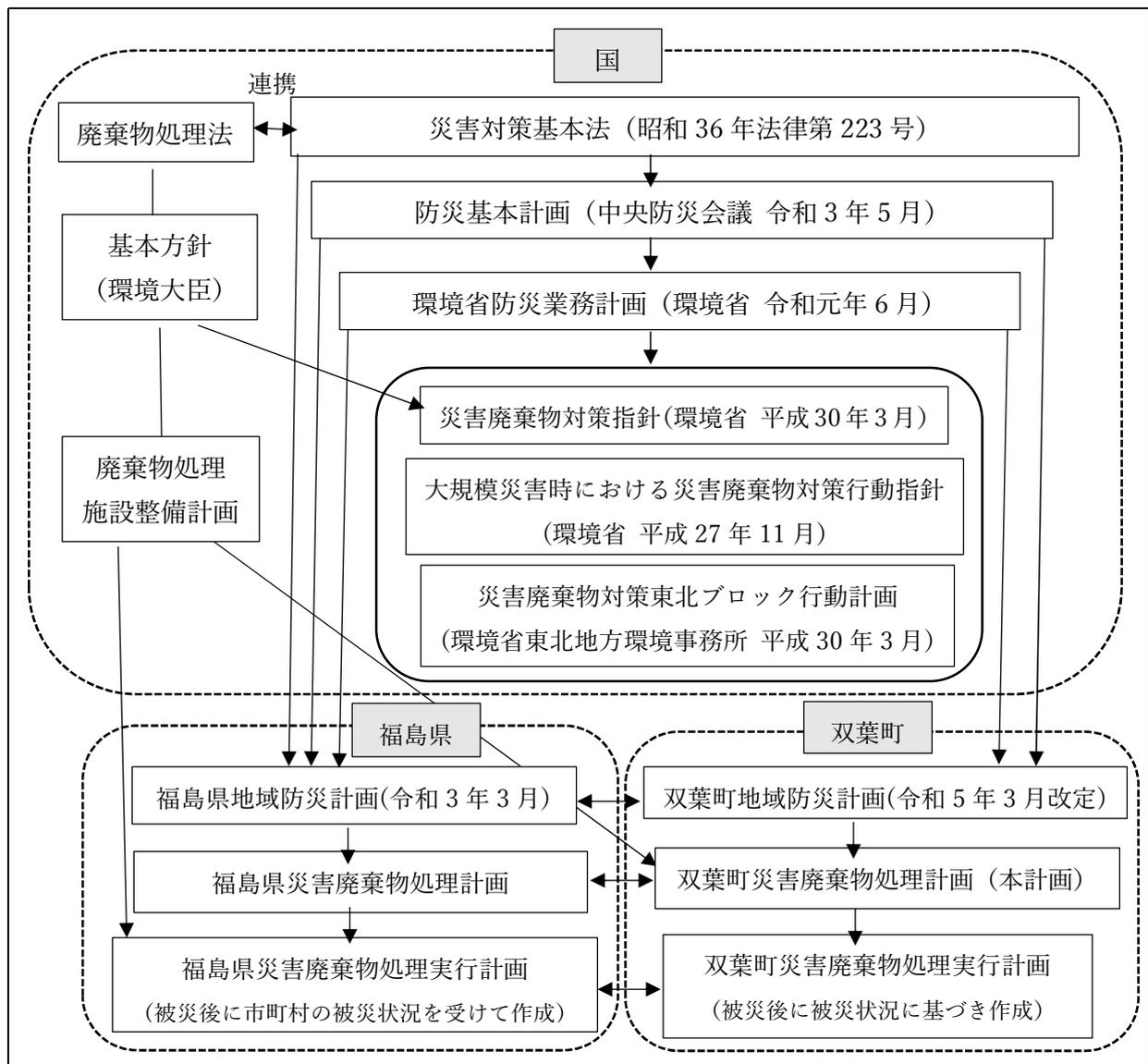


図1 災害廃棄物処理計画の位置付け

## 2 基本的事項

### (1) 対象とする災害

本計画で対象とする災害は、地震災害、津波災害、風水害などの自然災害とする。

地震災害については、地震動により直接生ずる被害及び地震に伴い発生する火災、津波、その他異常な現象により生ずる被害を対象とし、風水害については、大雨、台風、大雪などによる多量の降雨、降雪により生ずる洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、がけ崩れなどの被害を対象とする。

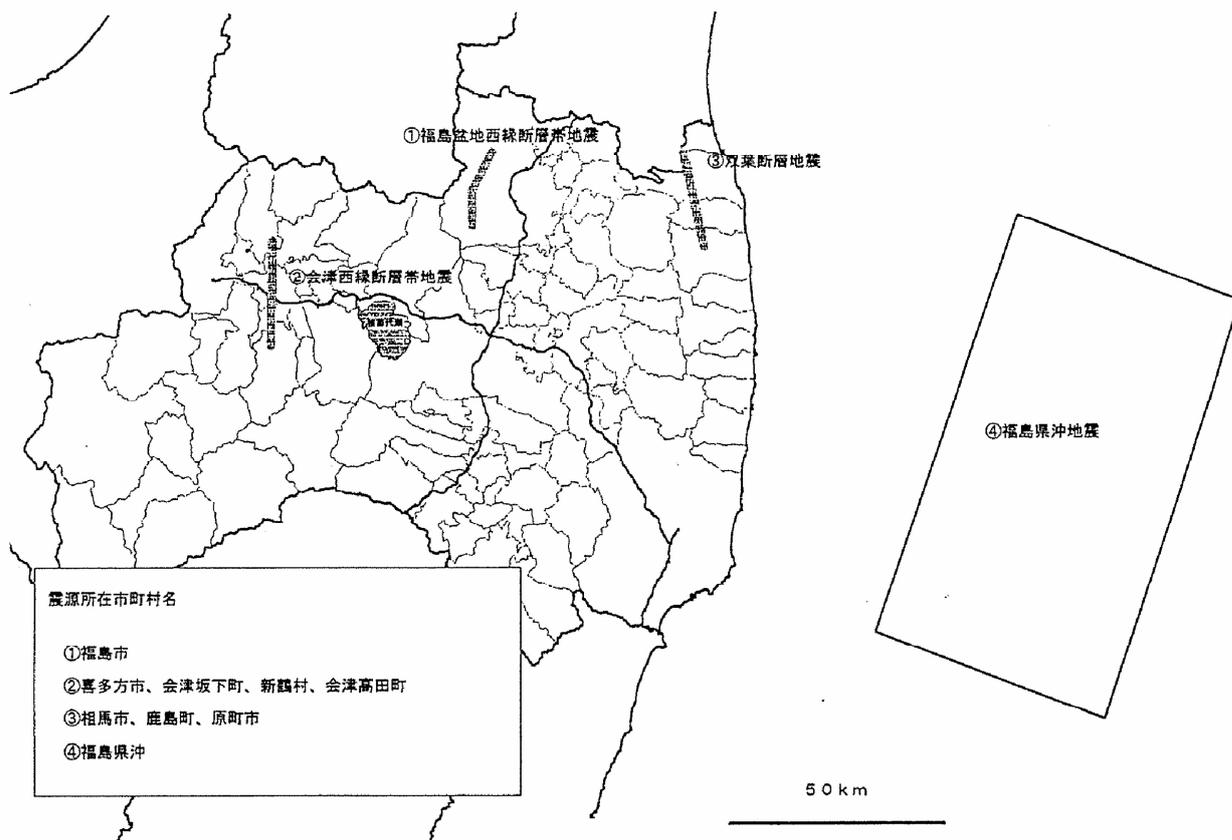
なお、本計画で想定する地震災害を表1に示し、本町における被害想定結果表2、表2-1に示し、震度分布を図2に示す。

### (2) 想定地震の設定

県内に影響を及ぼす可能性のある地震は、大きく分けて2つのタイプになる。活断層がずれることによって発生する内陸直下型の地震と、プレート境界で発生する海洋型の地震である。このため、県では、内陸部の地震については、周辺地域の人口規模、地震発生による社会的な影響も大きいと判断される地震として、福島盆地西縁断層帯、会津盆地西縁断層帯、双葉断層の3つを設定した。また、海洋部の地震については、過去に100年～200年程度の周期で繰り返し認められる福島県沖の地震を設定した。

表1 想定地震の概要

地震名		マグニチュード	震源深さ等
内陸部	① 福島盆地西縁断層帯（台山断層、土湯断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	② 会津盆地西縁断層帯を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
	③ 双葉断層北部（塩手山断層）を震源とする地震	M7.0	震源深さ 10km 長さ 20km 幅 5km
海溝部	④ 福島県沖を震源とする地震	M7.7	震源深さ浅部 20km 東西幅 60km 南北長さ 100km



出典：双葉町地域防災計画 第2編震災対策編

〈留意点〉

- ア この調査は、県の震災対策（地域防災計画の見直し等）に利用するために、ある地震を想定し、科学的な手法により行ったものであり、想定した地震が今すぐに起こるわけではない。
- イ 被害想定は、阪神・淡路大震災等過去のいくつかの地震被害事例を参考にした想定手法によって予測を行っているが、いくつかの仮定の上に立った想定であり、想定震源の位置、地震の規模、発災の時期、気象条件等によっては、被害の様相が異なってくることがある。

表2 本町における被害想定結果

ア 震度分布

想定地震	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
町域の震度	震度4～5弱	震度2～3	震度5強～6弱	震度5強～6弱

出典：双葉町地域防災計画 第2編震災対策編

イ 想定される被害等

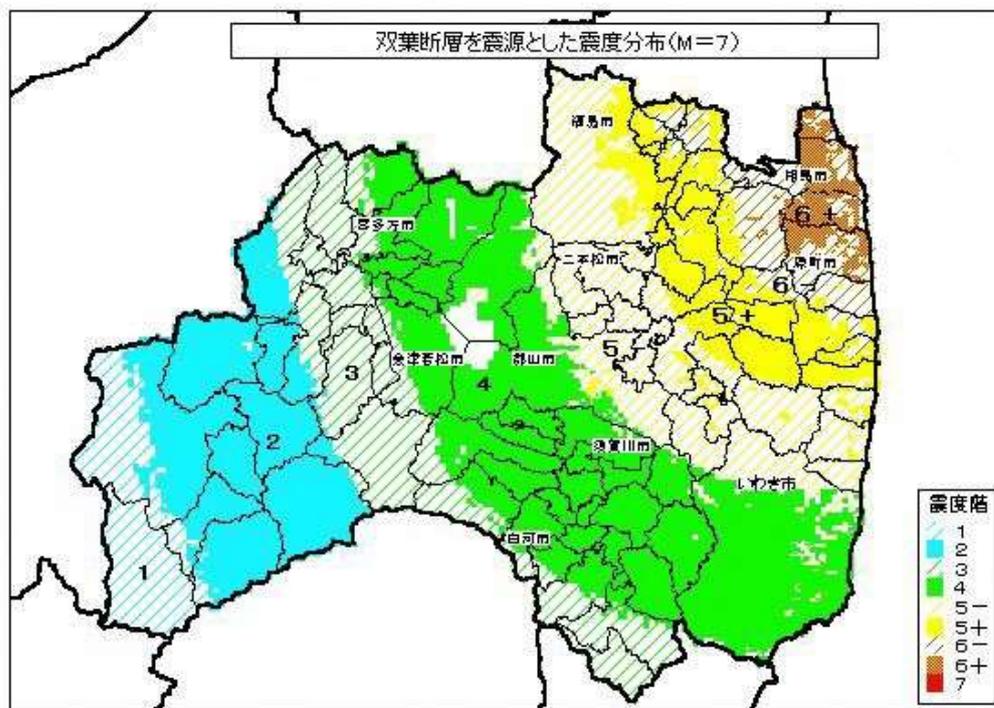
4つの想定地震のうち、本町に大きな被害をもたらすと予測されているのは、双

葉断層地震及び福島県沖地震である。このうち、『福島県地震・津波被害想定調査一概要版一』において、本町の想定結果がより具体的に掲載されている福島県沖地震について、次表に示すものとする。

表 2-1 福島県沖地震の被害想定結果

区 分		双 葉 町	福島県全体	
震度		5強～6弱	3～6弱	
液状化危険度		高い	沿岸部を中心に極めて高い	
建物被害	木造建物大破	61棟	4,733棟	
	非木造建物大破	3棟	158棟	
人的被害	死 者	夜 間	4人	346人
		昼 間	2人	131人
	負傷者	夜 間	6人	1,632人
		昼 間	5人	1,661人
	避難者	688人	35,798人	
がれき発生量		5,319t	384,215t	

出典：双葉町地域防災計画 第2編震災対策編一部加工



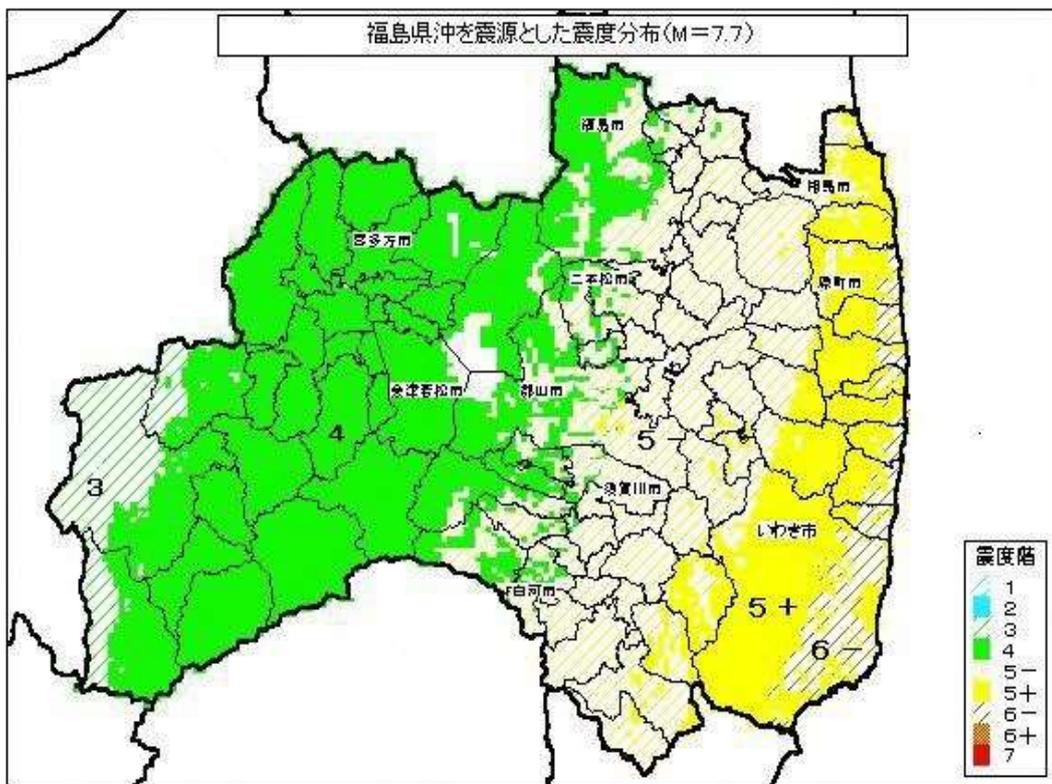


図2 震度分布図

出典：福島県地震・津波被害想定調査の概要

(3) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は表3のとおり。

表3 対象とする災害廃棄物

区分	種類	概要
災害廃棄物	可燃物/可燃性廃棄物	衣類などの繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在したもの
	木くず等	柱・はり・壁材などの廃木材、水害等により自宅敷地に流入した自然木や稲わらなど
	家具類・畳・布団	被災家屋から排出される家具類、畳、布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物/不燃性廃棄物	分別できない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物※等）などが混在し、概ね不燃性の廃棄物 ※海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや、陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片、ブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け、使用できなくなったもの ※リサイクル可能なものは、家電リサイクル法に則り処理する

区分	種類	概要
	小型家電/その他家電	被災家屋から排出される電化製品のうち、家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け、使用できなくなったものリサイクル可能なものは、小型家電リサイクル法に則り処理
	腐敗性廃棄物	被災した冷蔵庫等から排出される食品、水産物、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物/危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム・銅・砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自動車等(自動二輪、原付自転車を含む)で災害により被害を受け、使用できなくなったもの リサイクル可能なものは、自動車リサイクル法に則り処理
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなど、自治体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)のほか、漁網、石こうボード、廃船舶(災害により被害を受け、使用できなくなったもの)など
生活ごみ等	生活ごみ	家庭から排出されるごみで、生ごみ、不燃物、資源物、粗大ごみなど
	避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類など
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組立トイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取式トイレの総称)等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

出典：災害廃棄物対策指針(改定版)(平成30年3月：環境省)の内容を一部修正

#### (4) 一般廃棄物処理施設の状況

当町では、単独での一般廃棄物処理施設を設置しておらず、避難指示解除区域の中間処理(焼却、選別、破碎、し尿処理等)や最終処分(埋立処分)については、双葉地方広域市町村圏組合が一般廃棄物処理施設で処理を行っている。

帰還困難区域については、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第110号)」に基づき、汚染廃棄物対策地域に指定されているため、国(環境省)が双葉町減容化施設で処理を行っている。

自然災害時に発生する災害廃棄物については、双葉地方広域市町村圏組合及び環境省と調整のうえ処理を検討する。

##### ア 中間処理施設(ごみ処理)

###### ○焼却施設

処理対象 可燃ごみ(犬、猫等死体含)

施設名称 北部衛生センター焼却施設

所在地 双葉郡浪江町大字室原字於喜津4-1

処理方式	機械化バッチ式階段式ストーカー式
------	------------------

施設規模	処理能力 40トン/8h
竣工	平成6年3月

※南部衛生センター焼却施設は、令和3年度～令和6年度において更新予定しているため、可燃ごみは北部衛生センター焼却施設において処理を行う。

○粗大ごみ処理施設

処理対象 粗大ごみ・不燃ごみ・資源ごみ

施設名称 南部衛生センター粗大ごみ処理施設

所在地 双葉郡檜葉町大字上繫岡字山神160-2

処理方式	破碎・圧縮（併用）式
施設規模	処理能力 24トン/5h
竣工	平成3年3月

○資源化施設

施設名称 南部衛生センターリサイクルプラザ

所在地 双葉郡檜葉町大字上繫岡字山神160-2

処理方式	選別・圧縮梱包
施設規模	処理能力 11.5t/5h
竣工	平成17年3月

施設名称 南部衛生センターストックヤード

所在地 双葉郡檜葉町大字上繫岡字山神160-1

処理方式	床置き
施設規模	処理能力 14t/日
竣工	平成10年3月

○し尿処理施設

施設名称 双葉環境センター

所在地 双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷808-1

処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式 高度処理
施設規模	処理能力 63kℓ/日
竣工	平成24年3月

イ 最終処分場

施設名称 特定廃棄物埋立処分施設（環境省直轄事業）

所在地 双葉郡富岡町大字郡山字太田713

埋立面積	4.2ha
埋立容量	96万m <sup>3</sup> （このうち、約2.7m <sup>3</sup> に双葉郡の一般廃棄物を埋立処分する）
埋立方法	放射性物質汚染対処特措法の処分基準に従う

埋立期間	平成29年11月より約10年間
竣工	平成29年
備考	

施設名称 クリーンセンターふたば

所在地 双葉郡大熊町大字小入野字東大和久地内

埋立面積	約4.5ha
埋立容量	約50万m <sup>3</sup>
埋立方法	放射性物質汚染対処特措法の処分基準に従う
埋立期間	令和9年11月頃以降
竣工	平成12年3月
備考	令和5年6月より廃棄物の埋立てを再開

出典：双葉地方広域市町村圏組合

(5) 協力・支援体制

災害時における職員派遣、被災者の受入れおよび相互応援協定を締結している市町村等及び応急対策業務の支援団体を表4に示す。

表4

協定名	協定市町村及び支援団体	協定内容	締結年月日
福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	福島県、福島県内市町村及び一部事務組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん</li> <li>・災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣</li> <li>・災害廃棄物等の焼却、破砕等の実施及び処理業者のあっせん等</li> </ul>	令和3年6月18日
消防相互応援協定書	双葉郡内町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・普通応援 双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援</li> <li>・特別応援 双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請により出動する応援</li> </ul>	平成元年6月29日
災害時における相互応援協定書	いわき市、双葉郡内町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>・消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣</li> <li>・ボランティアのあっせん</li> </ul>	平成11年3月25日

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の受入れ</li> <li>・被災者に対する住宅の斡旋</li> </ul>	
全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱	全国原子力発電所所在市町村協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供</li> <li>・救援及び救助活動に必要な車両等の提供</li> <li>・被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供</li> <li>・救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣</li> <li>・ボランティアのあっせん</li> </ul>	平成 18 年 5 月 12 日
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 東北地方整備局	<p>情報交換の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般被害状況に関すること</li> <li>・公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣</p>	平成 26 年 11 月 7 日
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクテ ィオ	保有する移動トイレ、発電機その他のレンタル機材の提供	平成 18 年 11 月 1 日
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ 災害対策センター	物資の供給 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器等、電気用品等、トイレ関係等	平成 18 年 11 月 1 日

出典：双葉町地域防災計画第5編資料編一部加工

## (6) 関係機関連絡先

### ア) 周辺市町村廃棄物関係担当課一覧

市町村	担当部署	住所	連絡先
福島市	ごみ減量推進課	福島市五老内町 3-1	024-525-3744
伊達市	生活環境課	伊達市保原町字舟橋 180	024-575-1228
桑折町	生活環境課	伊達郡桑折町字東大隅 18	024-582-2123
国見町	環境防災課	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7	024-585-2116
川俣町	町民税務課	伊達郡川俣町字五百田 30	024-566-2111
二本松市	生活環境課	二本松市金色 403-1	0243-55-5103
大玉村	再生復興課	安達郡大玉村玉井字星内 70	0243-24-8146
本宮市	生活環境課	本宮市本宮字万世 212	0243-24-5362
郡山市	3 R 推進課	郡山市朝日 1 丁目 23-7	024-924-2181
須賀川市	環境課	須賀川市八幡町 135	0248-88-9129

鏡石町	健康環境課	岩瀬郡鏡石町中央 59 鏡石町勤労青少年ホ一ム内	0248-62-2115
天栄村	住民福祉課	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78	0248-82-2119
石川町	生活環境課	石川郡石川町字長久保 185 番地の 4	0247-26-9122
玉川村	住民課	石川郡玉川村大字小高字中畷 9	0247-57-4624
平田村	住民課	石川郡平田村大字永田字切田 116	0247-55-3112
浅川町	住民課	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112-15	0247-36-4124
古殿町	地域整備課	石川郡古殿町大字松川字新桑原 31	0247-53-4615
田村市	生活環境課	田村市船引町船引字畑添 76-2	0247-81-2272
三春町	住民課	田村郡三春町字大町 1-2	0247-62-2147
小野町	町民生活課	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92	0247-72-6933
白河市	環境保全課	白河市八幡小路 7-1	0248-22-1111 (内線 2164)
西郷村	環境保全課	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40	0248-25-2197
泉崎村	住民福祉課	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145	0248-53-2112
中島村	住民生活課	西白河郡中島村大字滑津字中島西 11-1	0248-52-2112
矢吹町	まちづくり推進課	西白河郡矢吹町一本木 101	0248-42-2112
棚倉町	住民課	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33	0247-33-2116
矢祭町	町民福祉課	東白川郡矢祭町大字東館字館本 66	0247-46-4574
塙町	生活環境課	東白川郡塙町大字塙字大町 3 丁目 21	0247-43-2148
鮫川村	地域整備課	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39-5	0247-49-3114
南相馬市	生活環境課	南相馬市原町区本町 2-27	0244-24-5231
飯館村	住民課	相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 580-1	0244-42-1618
相馬市	生活環境課	相馬市中村字北町 63-3	0244-37-2143
新地町	町民課	相馬郡新地町谷地小屋字桶掛田 30	0244-62-2116
広野町	環境防災課	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35	0240-27-2114
檜葉町	くらし安全対策課	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	0240-23-6109
富岡町	生活環境課	双葉郡富岡町大字本岡字王 622-1	0240-22-9004

川内村	住民課	双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24	0240-38-2113
大熊町	環境対策課	双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717	0240-23-7829
双葉町 (いわき事務所)	住民生活課	いわき市東田町2丁目 19-4	0246-84-5206
浪江町	住民課	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2	0240-34-0228
葛尾村	住民生活課	双葉郡葛尾村大字落合字落合 16	0240-29-2112
いわき市	ごみ減量推進課	いわき市平字梅本 21	0246-22-7529

イ) 周辺一部事務組合

地域	一部事務組合	所在地	連絡先
相双	相馬方部衛生組合	相馬市中村字北町 63-3	0244-35-4124
	双葉地方広域市町村圏組合	双葉郡富岡町小浜 553-1	0240-22-3333
県北	伊達地方衛生処理組合	伊達市保原町字西新田 1-1	024-582-2051
	安達地方広域行政組合	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
県中	田村広域行政組合	田村郡三春町大字熊耳字下荒井 176-1	0247-62-2038
	須賀川地方保健環境組合	須賀川市森宿字ビワノ首 43-1	0248-73-4515
	石川地方生活環境施設組合	石川郡石川町大字沢井川井 255	0247-26-2784
県南	白河地方広域市町村圏整備組合	白河市亀石 1	0248-28-3558
	東白衛生組合	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378

ウ) 一般廃棄物処理施設

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原 1-1	024-545-4363
福島市	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利梅ノ木畑 1-1	024-531-6662
伊達地方衛生処理	清掃センターごみ焼	伊達市保原町西新田 1-1	024-582-2051

組合	却施設		
安達地方広域行政組合	もとみやクリーンセンター	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
郡山市	富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
郡山市	河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59	024-957-2761
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターごみ処理施設	須賀川市森宿字ビワノ首 43-1	0248-73-4515
田村広域行政組合	田村東部環境センター	田村市滝根町広瀬字矢大臣 48-29	0247-78-2723
石川地方生活環境施設組合	石川地方ごみ焼却場	石川郡石川町大字沢井字川井 255	0247-26-2784
白河地方広域市町村圏整備組合	西白河地方クリーンセンター	白河市亀石 1	0248-28-3558
東白衛生組合	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ処理施設	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378
相馬方部衛生組合	光陽クリーンセンター	相馬市光陽 3-2-17	0244-35-5637
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
双葉地方広域市町村圏組合	北部衛生センター	双葉郡浪江町大字室原於喜津 4-1	0240-22-3333
双葉地方広域市町村圏組合	南部衛生センター	双葉郡檜葉町大字上繁岡字山神 160-2	0240-25-4609
いわき市	南部清掃センター	いわき市泉町下川境ノ町 63	0246-56-7963
いわき市	北部清掃センター	いわき市平上片寄大平 23	0246-34-2301

エ) 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	福島市金沢第二埋立処分場	福島市松川町金沢字水ヶ作地内	

伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合一般廃棄物埋立処分地施設	伊達市保原町西新田 1-1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	東和クリーンヒル	二本松市太田寺沢 161	0243-61-7777
郡山市	郡山市河内埋立処分場第2期	郡山市逢瀬町河内伏丑 40-1	024-957-2765
郡山市	郡山市河内埋立処分場第3期		
田村市	田村市船引一般廃棄物最終処分場	田村市常葉町西向池ノ入 1-1	0247-77-4525
三春町	三春町沼之倉第2埋立地	福島県田村郡三春町沼之倉 60-1	0247-62-6123
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(2期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(1期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
田村広域行政組合	一般廃棄物最終処分場	福島県田村市常葉町西向字池ノ入 1-1	0247-77-4525
石川地方生活環境施設組合	きららクリーンセンター	石川郡石川町大字山形大下 510	0247-26-7500
東白衛生組合	東白クリーンセンター一般廃棄物最終処分場(第2期)	東白川郡塙町常世北野塩沢 60	0247-57-8691
白河地方広域市町村圏整備組合	西郷埋立処分場	西白河郡西郷村羽太弥六林	0248-28-3558
相馬市	相馬市一般廃棄物埋立処分場	相馬市磯部四方柴 741-17	0244-33-5365
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
新地町	新地町一般廃棄物最終処分場	相馬郡新地町大字福田北原 154-4	0244-62-5300
飯舘村	飯舘村一般廃棄物最終処分場	相馬郡飯舘村小宮沼平 560	
環境省	クリーンセンターふたば	双葉郡大熊町大字小入野東大和久 183-3	

いわき市	クリンピーの丘	いわき市山田町家ノ前 31	0246-63- 6216
いわき市	クリンピーの森	いわき市渡辺町中釜戸 字大石沢 24-1	0246-56- 7512

オ) 周辺のし尿処理施設

市町村・一部事務組合	施設名	所在地	連絡先
福島市	福島市衛生処理場	福島市堀河町 9-20	024-535- 1807
川俣方部衛生処理組合	川俣方部衛生処理場	伊達郡川俣町飯坂下戸山 9-4	024-565- 2720
伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合 汚泥再生処理センター	伊達郡桑折町伊達崎字舟 場東 1- 1	024-575- 2371
安達地方広域行政組合	あだたら環境共生セン ター	二本松市上竹二丁目 172	0243-22- 0958
郡山市	郡山市富久山クリーン センター衛生処理セン ター第一処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932- 3152
郡山市	郡山市富久山クリーン センター 衛生処理センター第二 処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932- 3152
須賀川地方保健環境組 合	須賀川地方衛生センタ ーし尿処理施設	須賀川市森宿字ビワノ首 43-1	0248-73- 4515
石川地方生活環境施設 組合	石川地方し尿処理場		
田村広域行政組合	田村地方衛生処理セン ター	福島県田村市船引町春山 三合内 258	0247-82- 1272
白河地方広域市町村圏 整備組合	白河地方清掃センター	白河市大牛埴 41	0248-23- 2750

東白衛生組合	東白クリーンセンター し尿処理施設	東白川郡塙町上渋井岩下 18-7	0247-43- 0378
南相馬市	雫浄化センター	南相馬市原町区雫権現下 440	0244-24- 0517
相馬方部衛生組合	相馬方部衛生組合衛生 センター	相馬市光陽 4-2-1	0244-36- 8555
双葉地方広域市町村圏 組合	双葉環境センター	福島県双葉郡富岡町小浜 301	0240-22- 3330
いわき市	中部衛生センター	常磐藤原町滝沢 37-1	0246-43- 3877
いわき市	南部衛生センター	錦町須賀 8-139	0246-65- 3322

## 第2 災害廃棄物対策

### 1 組織体制と業務概要

#### (1) 組織体制

発災直後の参集等の配備体制と業務は、双葉町地域防災計画で定めるとおりとし、災害廃棄物処理を担当する組織については、住民生活部及び建設部とする。

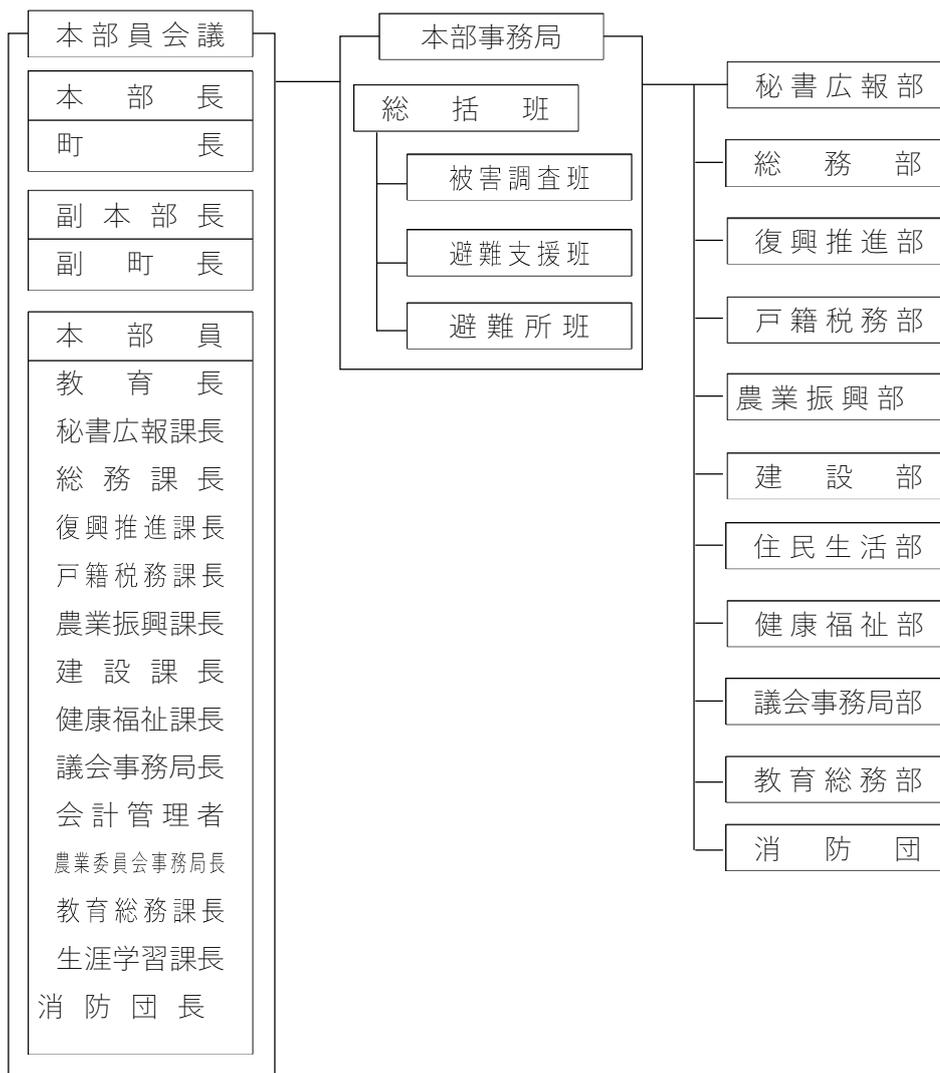


図3 災害対策本部の組織体制図

出典：双葉町地域防災計画抜粋

(2) 事務分掌

住民生活部の事務分掌を表5-1、建設部の事務分掌を表5-2に示す。

表5-1 住民生活部の事務分掌（抜粋）

事務分掌
廃棄物の処理に関すること
環境汚染（廃棄物、水、大気・土壌関係に限る）の応急対策に関すること

出典：双葉町地域防災計画 一般災害対策編を一部加工

表5-2 建設部の事務分掌（抜粋）

事務分掌
仮設トイレ、し尿処理に関すること

出典：双葉町地域防災計画 一般災害対策編を一部加工

(3) 業務概要

表6 災害廃棄物処理業務内容一覧（例）

担当	業務内容
総括責任者	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害廃棄物対策の統括管理</li><li>・災害廃棄物進行管理</li><li>・災害廃棄物処理実行計画の総括</li><li>・職員の参集状況の把握と配置</li></ul>
総務担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・災害対策本部・関係部署との連絡調整</li><li>・災害廃棄物処理施設の確保</li><li>・応援体制の確保</li><li>・被害状況報告</li><li>・国庫補助の対応</li></ul>
廃棄物・ 環境汚染担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみ、し尿排出量の推定</li><li>・ごみ、尿の収集体制の確保</li><li>・ごみ、し尿の処理対策</li><li>・仮設トイレの設置</li><li>・がれき発生量の推定</li><li>・仮置場の確保、分別収集体制の確保</li><li>・仮置場の運営管理</li><li>・環境汚染（廃棄物、水、大気、土壌関係）の応急対策</li></ul>

## 2 災害廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物の処理は、以下の方針に基づき行う。

#### ア 衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（避難所ごみ、し尿を含む。）については、公衆衛生の確保を重要事項とし、適切かつ迅速に処理を進める。

#### イ 仮置場等の安全性の確保

災害時には廃棄物が大量に発生するため、仮置場を確保し、その運営においては、飛散、流出や火災防止対策等の必要な措置を行う。

#### ウ 環境への配慮

災害廃棄物の運搬や処理に当たっては、周辺的生活環境へ影響がないように進める。

また、災害廃棄物の不法投棄を防止するために必要な措置を行う。

#### エ 地域全体での共同体制

災害廃棄物の分別や仮置場の管理・運営・確保等について、住民・行政区等の役割分担を明確にし、協働体制の構築を進めるとともに、地元の民間事業所等と協力して、解体、運搬、処理、資源化等を進める。

また、発生量が多く、処理が困難な場合には、必要に応じて、県、国等への支援を要請する。

#### オ 工場、事業場等において発生した災害廃棄物の処理

原則、事業者が処理を行うものとし、事業者に対し、主体的な処理を促す。

### (2) 発災後の処理の考え方

災害時においては、住民の健康や安全の確保、衛生や環境面で安全・安心のために迅速な処理が必要なため、発災後の処理の考え方を示す。

#### ア 被害状況の把握

#### イ 災害廃棄物の発生量・処理見込量の推計

#### ウ 処理に必要な資源の確認（人的資源、処理施設能力、財源）

#### エ 処理スケジュールの作成（処理完了日の目標設定）

#### オ 処理方法の決定（設定した期間内に既存の廃棄物処理施設で処理が可能か）

- ・処理可能な場合は、廃棄物処理施設へ運搬する。
- ・処理不可能な場合は、仮設の廃棄物処理施設の設置や広域処理を行う。

(3) 災害廃棄物の処理

ア 災害発生後のそれぞれの時期における災害廃棄物処理の主な行動を表7に示す。

表7 発災後の時期区分と主な行動

時期区分		主な行動	期間の目安
災害応急対応	初動対応	<b>【体制整備、被害状況の把握等の期間】</b> ・災害廃棄物処理に係る組織体制の構築 ・被害状況の確認、県への報告 ・仮置場の選定、設置・周知 ・関係機関との連携・支援要請	発災後から数日間
	応急対応 (前半)	<b>【主に優先的に処理が必要な災害廃棄物を処理する期間】</b> ・優先的に処理が必要な災害廃棄物の処理 ・災害廃棄物の発生量の推計	～1ヶ月程度
	応急対応 (後半)	<b>【災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間】</b> ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理の支援要請 ・災害等処理事業費補助金事務	～3ヶ月程度
復旧・復興対応		<b>【災害廃棄物の本格的な処理期間】</b> ・片付けごみの処理 ・損壊家屋の解体撤去	3ヶ月程度～

イ 発災後、初動対応における体制の構築から支援の要請までの流れを図4に示し、発災後のそれぞれの段階における災害廃棄物の処理を図4に示す。

図4 体制の構築・支援要請

出典：環境省災害廃棄物対策指針を一部加工

区分	災害応急対応			復旧・復興
	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)	
災害廃棄物	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携		
	発生量等	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計		
	処理スケジュール 処理フロー		処理スケジュールの検討、見直し	
			処理フローの作成、見直し	

収集運搬	収集運搬体制の確保		収集運搬の実施		広域処理する際の 輸送体制の確立	
	仮置場	仮置場の必要面積算定	仮置場の候補地選定	受入に関する合意形成	仮置場の確保	仮置場の設置・管理・運営
環境対策、モニタ リング、火災対策			火災防止策		環境モニタリングの実施	悪臭及び害虫防止対策、飛散・漏水防止策
解体、撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去(関係部局との連携)		倒壊の危険のある建物の優先解体(設計・積算・現場管理等) (関係部局と連携)		解体が必要とされる建物の解体 (設計・積算・現場管理等を含む)	
有害廃棄物・危険 物対策	有害廃棄物・危険物への配慮		所在、発生量の把握、処理先の確定・撤去作業の安全確保 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収			
区分	災害応急対応					復旧・復興
	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)			

災害廃棄物	分別、処理、再資源化	腐敗性廃棄物の優先的処理(腐敗物の処理は1か月以内)			被災自動車・船舶等の移動(道路上等は前半対応)	廃家電・被災自動車・廃船舶等の処理先の確保及び処理の実施
				選別・破砕・焼却処理施設の設置	可能な限り再資源化	混合廃棄物・コンクリート殻・木くず・津波堆積物等の処理
						処理施設の解体・撤去
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理				
	最終処分					受入に関する合意形成
						最終処分の実施
	各種相談窓口の設置、住民への啓発広報	解体・撤去等、各種相談窓口の設置(立ち上げは初動期が望ましい)			相談受付、相談情報の管理	
		住民等への啓発・広報				
区分	災害応急対応					復旧・復興
	初動期	応急対応(前半)	応急対応(後半)			

一般廃棄物処理（災害廃棄物を除く）	避難所ごみ、生活ごみ	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">補修体制の整備、必要資機材の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; margin-left: 100px;">補修・再稼働の実施</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px; text-align: center;">感染症廃棄物への対策</div>	
	仮設トイレ、し尿	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">仮設トイレ（簡易トイレを含む）、消臭剤や脱臭剤等の確保</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; margin-left: 20px;">仮設トイレの設置</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">し尿の受入施設の確保（設置翌日から尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; text-align: center;">仮設トイレの管理、し尿の収集・処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px; margin-left: 20px;">仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴い撤去</div>

#### (4) 路上の廃棄物除去

人命救助や輸送のための道路の確保（啓開）や損壊家屋の撤去に伴うがれき等の処理については、消防、道路管理担当部署と連携し、処理を進める。

ア 幹線道路等の通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、道路管理担当部署及び災害対策本部と連携し、収集運搬を依頼する民間事業者、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して協力を得る。

イ 廃棄物処理の収集運搬に当たっては、アスベストを含む建築物、ガスボンベ等の危険物の収集方法をあわせて提供する。

ウ 道路のがれき等の撤去に伴い応急的に路面から排除した廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。

#### (5) し尿処理

災害時には、公共下水道等の生活排水処理施設が使用できなくなることが想定されるほか、避難所から発生するし尿に対応するため、生活排水処理施設の被災情報や避難者数を把握のうえ、優先順位を踏まえて仮設トイレを配置し、あわせて計画的な収集体制を整備する。

また、備蓄資材が不足する場合等、必要に応じ、県に支援を要請し、応援協定による他自治体、関係団体からの協力を得て、仮設トイレ（消臭剤を含む）を確保、設置する。

表8 避難所のし尿発生量及び仮設トイレ必要基数の推計方法

避難所のし尿発生量	$A = B \times C$	A：避難所におけるし尿発生推計量（L/日） B：仮設トイレ必要人数（避難所避難者）（人） C：1人1日当たりし尿排出量 1.7（L/人・日）
避難所の仮設トイレ必要基数	$D = B \div E$ $E = F \div C \div H$	D：仮設トイレ必要基数（基） E：仮設トイレ設置目安（人/基） F：仮設トイレの平均的容量 400（L） H：収集計画 3（回/日）

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技14-3】

(6) 生活ごみ等（避難所ごみ）の処理方針

- ア 避難所ごみを含む生活ごみは、双葉地方広域市町村圏組合が保有する一般廃棄物処理施設にて処理を行うこととし、仮置場に搬入しない。
- イ 避難所においては、廃棄物の搬出が容易に行えるよう、あらかじめ保管場所を選定し分別を徹底する。また、感染性廃棄物等取扱いに注意が必要な廃棄物の情報を提供する。
- ウ 避難所ごみ発生量の推計結果（表9）により、収集運搬車両の必要数を把握する。
- エ 避難所等の生活ごみは、発災後3日から4日後に収集と処理の開始を目指す。
- オ 特別管理廃棄物（感染性廃棄物）については、屋内に保管場所を設けるなど、廃棄物処理法の基準に準拠した保管を行う。
- カ 避難所ごみは、収集運搬ルートを定め計画的な収集運搬・処理を行う。

表9 避難所ごみの発生量の推計

避難者数※	区分	原単位※	発生量	備考
200人	可燃ごみ	485g	97kg	
	不燃ごみ	29g	5.8kg	
	プラスチック類	22g	4.4kg	
	ペットボトル	3g	0.6kg	
	空き缶	7g	1.4kg	
	空きビン	17g	3.4kg	
	紙・段ボール	0.3g	0.06kg	
計		563.3g	112.66kg	

※避難者数は一時避難所（産業交流センター、双葉町コミュニティーセンター）収容人数で推計

※避難所ごみの原単位は、一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月、双葉地方広域市町村圏組合）表6.32「ごみ原単位とごみ発生量（双葉町）」よりR5の数値を使用

※算出式 避難所ごみ発生量 = 避難者数（人） × 原単位（g/人・日）

(7) 災害廃棄物処理フロー

発災時には、平常時とは異なり、木くずやがれき類が大量に発生することが予想される。

大量に発生した災害廃棄物については、できる限り分別された状態で仮置場に搬入し、再資源化を行うこととする（図5）。

また、処理方針、発生量、処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、処理フロー（図6）を見直しする。

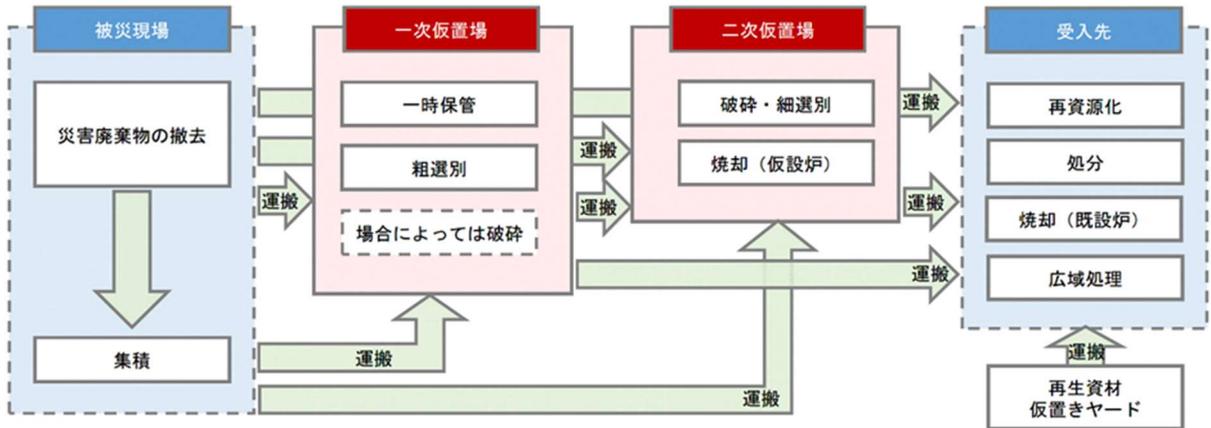


図5 災害廃棄物処理の概要

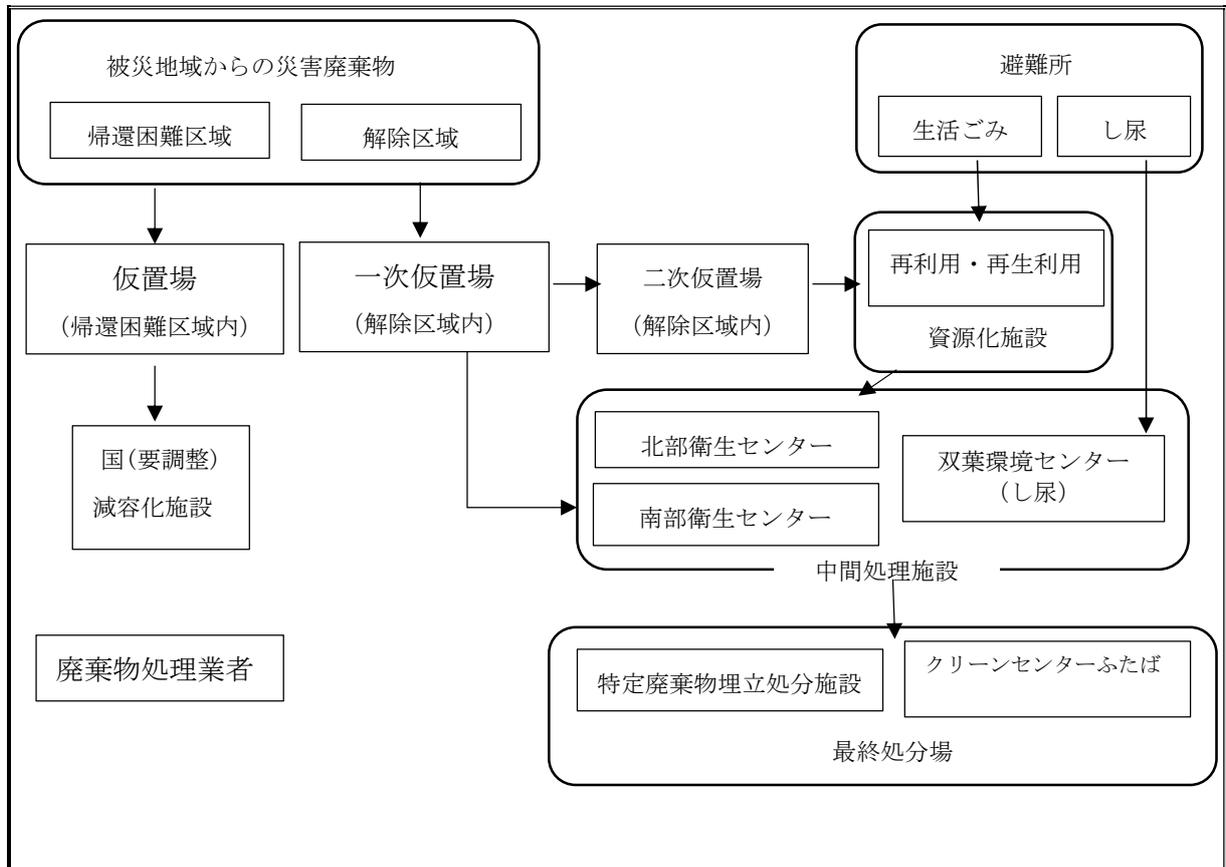


図6 災害廃棄物処理フロー

(8) 仮置場候補地の選定

平常時には、災害発生時に備え、あらかじめ以下の事項を考慮し、仮置場の候補地を選定しておく。

条件1 廃棄物処理施設（ごみ処理施設、最終処分場（跡地を含む））、グラウンド、公園、未利用工業団地等の公有地

条件2 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地

表10 仮置場候補地一覧

施設名等	所在地	面積	搬出入可能な車両の大きさ	備考
越田遊園地	大字長塚字越田 1-42	3,075㎡	4tダンプ可	

(9) 仮置場の確保

発災時には、道路等の障害物、全壊・半壊家屋の解体撤去に伴い発生する災害廃棄物、災害に起因する片づけごみが発生することから、(8)の仮置場候補地から、次の事項を考慮して使用する仮置場を決定する。

仮置場の決定後、関係部局及び周辺住民への説明を実施する。

- ・被災により使用不能になっていない。
- ・被災によりアクセスが大幅に制限されていない。
- ・被災者が車両等により自ら搬入できる範囲にある。
- ・長期間使用できる場所である。
- ・二次災害のリスクが少ない。

(10) 仮置場の設置・管理運営

仮置場は、災害規模に応じて災害廃棄物量を推計し住民が直接搬入を行う一次仮置場と、主に災害廃棄物の破碎・選別などを行う二次仮置場に分けて設置する。

また、仮置場の管理運営に当たっては、以下の事項に留意する。

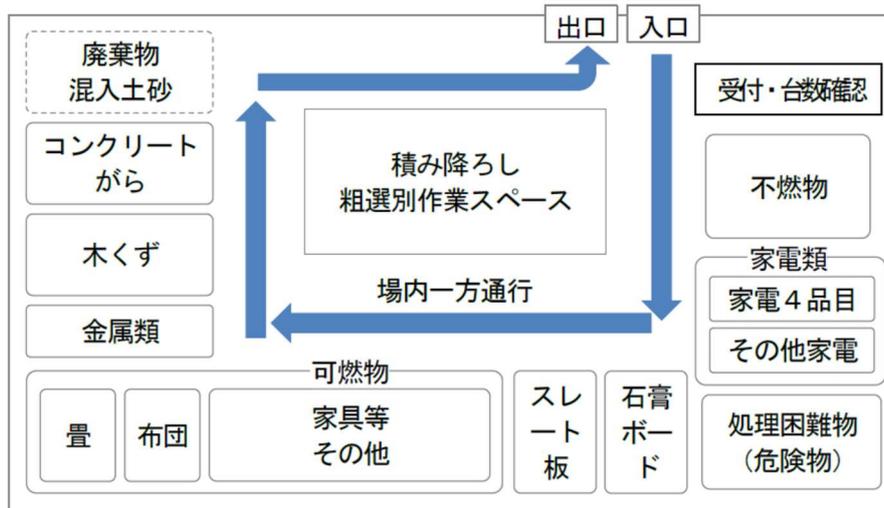


図7 仮置場のイメージ

- ア 仮置場の地面には、汚水が土壌へ浸透することを防ぐために、仮舗装や鉄板・遮水シートの設置、排水溝及び排水処理施設等を設置する。
- イ 一次仮置場の管理方法を地元の住民と協議する。
- ウ 災害廃棄物の飛散の恐れがある場合は、散水、飛散防止ネットや囲いの設置又はフレコンバックに保管するなどの対応を行う。
- エ 民有地を賃借し仮置場とする場合、返却時における原状回復状態を土地所有者と協議が必要となり、賃借期間や賃借料、所有者立ち合いで土地の現況写真を撮影し保管する。また、使用前の状態の表層土壌を採取し保管、使用後に土壌調査を行い、土壌汚染の有無についてのデータとする。
- オ 仮置場の人員については、受付員、監視及び指導員、保管員、管理員等を配置する。
- カ 廃棄物の積み上げ・積み下ろしのため、重機（ショベルローダー、ブルドーザー等）並びに運転手の配置をする。
- キ 搬入においては、避難路、緊急輸送道路の障害物を優先に搬入し、危険性、公益性等の観点から、順次搬入する。
- ク 仮置場では日報を作成し、搬入台数、種類別搬入量、搬出量を記録する。
- ケ 廃棄物を計測するために、廃棄物の体積をメジャー等で計測し体積換算係数（トン/m<sup>3</sup>）から重量換算する。
- コ 仮置場を返却するにあたり、土壌分析等を行い土地の安全性を確認し、原状回復に努める。
- (11) 災害廃棄物の分別、処理方法  
 災害時においても、今後の処理や再生利用を考慮し、可能な限り分別を行う。  
 また、災害廃棄物のうち、腐敗性のものについては、専門機関等に相談のうえで、殺虫剤や消石灰、消臭剤等の散布を行い、生ごみなどは、原則として、仮置場へ持ち込ませない。

主な災害廃棄物の処理方法は表11のとおり。

表11 主な災害廃棄物の処理方法等

種別	処理方法・再資源化の方法	再利用先	
混合廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーク付きバックホウや手作業により、混合廃棄物の中から比較的大きなサイズの柱材、角材、コンクリートがら、金属等を抜き取る。【粗選別】</li> <li>・粗選別後に可燃性廃棄物、不燃性廃棄物、木くず等に分けるために破砕機、磁選機、トロンメルやスケルトンバケットなどの装置を仮置場に設置し、種類ごとに分別する。【細選別】</li> <li>・細選別後に分別したものは、焼却施設での減容化、リサイクル施設での再資源化を図る。</li> <li>・混合廃棄物から分別された不燃性廃棄物については、最終処分場での埋立処分を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質チップ(燃料、原料)</li> <li>・焼却灰のセメント原料等への再資源化</li> <li>・再生砕石、路盤材</li> <li>・金属スクラップ</li> <li>・埋戻材</li> </ul>	
畳	<ul style="list-style-type: none"> <li>・切断処理を行った後、焼却処理を行う。</li> </ul>		
木くず等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木くず、稲わらに土砂が付着している場合、トロンメルやスケルトンバケットにより土砂を分離することで、リサイクル施設での再資源化を図る。</li> <li>・リサイクルできない木くず、稲わらについては、焼却施設での減容化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木質チップ(燃料、原料)</li> </ul>	
コンクリートがら等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別を行い、再資源化できるように必要に応じて仮置場で破砕を行う。</li> <li>・リサイクル施設において、破砕・粒度調整した後、再生砕石等として有効利用を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生砕石、路盤材</li> <li>・埋戻材</li> </ul>	
金属くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重機、選別装置（磁力選別、風力選別、振動ふるい等）において、鉄類、非鉄類に分別し、金属スクラップとして再資源化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属スクラップ</li> </ul>	
廃家電等	リサイクル可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家電リサイクル法の対象物（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等）については、仮置場で他の廃棄物と分けて保管し、指定引取場所に搬入してリサイクルを図る。</li> <li>・速やかに搬出できるようにあらかじめ家電リサイクル券（自治体用券）を用意することも必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生原料</li> <li>・金属スクラップ</li> </ul>
	リサイクル不可能なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・形状が大きく変形した家電リサイクル法の対象物、その他の家電類については、他の災害廃棄物（例えば、不燃性廃棄物）と一括で処理し、破砕物から金属くずなどを取り出し、再資源化を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属スクラップ</li> </ul>
廃自動車等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災自動車の処分には、原則として所有者の意思確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生原料</li> </ul>	

種別		処理方法・再資源化の方法	再利用先
		<p>が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車リサイクル法に則り、被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの間、仮置場で保管する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属スクラップ</li> </ul>
廃タイヤ	使用可能な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園などで活用するほか、有価物として買取業者に引き渡す。</li> <li>破砕後、タイヤチップとして再資源化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生原料</li> <li>金属スクラップ</li> </ul>
	使用不可な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>破砕後、焼却・埋立する。</li> </ul>	

## (12) 処理困難物の処理

災害廃棄物の中には、有害性や爆発・火災等の危険性があるため取扱いに注意が必要な廃棄物（以下「処理困難物」という。）も含まれているおそれがある。

この処理困難物のうち、工場、事業場等から発生するものは、災害時にあっても事業者の責任で処理することを原則とするが、所有者不明のものなどは、県及び民間業者と取扱い方法を協議し、処理方法を定める。

有害物質の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐために、有害物質を含む廃棄物が発見されたときは、原則的に所有者等に対して速やかな回収を指示し、別途保管または早期の処分を行う。

混合状態になっている災害廃棄物は、有害物質が含まれている可能性を考慮し、作業員は適切な服装やマスクの着用、散水などによる防塵対策の実施など、労働環境安全対策を徹底する。

処理困難物の処理方法を表 12 に示す。

表 12 処理困難物の処理方法

区分	項目	処理方法等	処分方法	
有害物質を含む物	廃農薬、殺虫剤、その他薬品 (家庭薬品ではないもの)	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売店、メーカーに回収を依頼する。</li> </ul>	中和、焼却	
	塗料、ペンキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	焼却	
	廃電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクル協力店に回収を依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	破砕、選別リサイクル（金属の回収を含む）
		ボタン電池		
	カーバッテリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ依頼する。</li> </ul>		

区分	項目	処理方法等	処分方法
		<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	
	廃蛍光灯	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収を行っている事業者へ依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	破碎、選別 リサイクル(カレット、水銀の回収を含む)
	アスベスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体又は撤去前に事前調査を行い、廃石綿等・石綿含有廃棄物が発見された場合は、災害廃棄物へ混入しないよう、適切に除去を行い、溶融・無害化等による処理を行うほか、埋立処分を行う。</li> </ul>	溶融、無害化、埋立
	P C B 含有廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>P C B 廃棄物は屋根のある建物内に保管するか、密閉性のある容器に収納して保管する。</li> </ul>	
危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入店、ガソリンスタンドに回収を依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>販売店、メーカーに回収を依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	焼却
	ガスボンベ	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引販売店へ回収を依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	<ul style="list-style-type: none"> <li>中身を空にしてから、穴をあけた後、不燃物として処理する。</li> </ul>	破碎
	消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入店、メーカーに回収及び処理を依頼する。</li> <li>産業廃棄物処理業者に回収及び処理を依頼する。</li> </ul>	破碎、選別、リサイクル

区分	項目	処理方法等	処分方法
感染性廃棄物 (家庭)	使用済み注射器針、 使い捨て注射器等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域によって自治体で有害ごみとして収集する。</li> <li>・指定医療機関（使用済み注射器針回収薬局等）に回収を依頼する。</li> </ul>	焼却・溶融、埋立
その他	津波堆積物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・性状（土壌、ヘドロ、汚染物）に応じて適切な処理方法を選択し、関係機関と連携して再資源化を検討する。</li> </ul>	焼却、リサイクル、埋立
	フロンガス封入機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務用の冷蔵庫、冷凍庫及びエアコンについては、冷媒フロンの抜き取りが必要であり、専門業者（認定冷媒回収事業所）に依頼する必要がある。</li> </ul>	

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月：環境省）技術資料の一部を加工

### (13) 環境対策、モニタリング、火災防止対策

地域住民の生活環境を保全するため、仮置場内やその周辺、損壊家屋の解体・撤去現場等において、必要に応じて、大気質、騒音、振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行う。

発災後は、廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路、化学物質等の使用・保管場所での環境モニタリングを実施し、その結果を適時公表する。

仮置場での火災対策では、廃棄物の性状に応じ積み上げの高さの制限（5m以下）、堆積物間の距離の確保、散水の実施、堆積物の切り替えしによる放熱、ガス抜き管の設置などを実施するほか、必要に応じて定期的に温度計測を行う。あわせて、火災発生時の初期消火機材等の設置をする。

環境影響が大きいと想定される場合は、環境モニタリング地点を複数点設定する。

表 13 災害廃棄物への対応における環境影響と環境保全策

影響項目	環境影響	対策例
大気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体・撤去、仮置場作業における粉じんの飛散</li> <li>・石綿含有廃棄物（建材等）の保管・処理による飛散</li> <li>・災害廃棄物保管による有害ガス、可燃性ガスの発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的な散水の実施</li> <li>・保管、選別、処理装置への屋根の設置</li> <li>・周囲への飛散防止ネットの設置</li> <li>・フレコンバッグへの保管</li> <li>・搬入路の鉄板敷設等による粉じんの発生抑制</li> <li>・運搬車両の退出時のタイヤ洗浄</li> <li>・収集時分別や目視による石綿分別の徹底</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業環境、敷地境界での石綿の測定監視</li> <li>・仮置場の積み上げ高さ制限、危険物分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制</li> </ul>
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去・解体等処理事業に伴う騒音・振動</li> <li>・仮置場への搬入、搬出車両の通行による騒音・振動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音・低振動の機械、重機の使用</li> <li>・処理装置の周囲等に防音シートを設置</li> </ul>
土壌等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物から周辺土壌への有害物質等の漏出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・P C B等の有害廃棄物の分別保管</li> </ul>
臭気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物からの悪臭</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腐敗性廃棄物の優先的な処理</li> <li>・消臭剤、脱臭剤、防虫剤の散布、シートによる被覆等</li> </ul>
水質	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域への流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内に遮水シートを敷設</li> <li>・敷地内で発生する排水、雨水の処理</li> <li>・水たまりを埋めて腐敗防止</li> </ul>

出典：災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月：環境省）技術資料【技18-5】

#### (14) がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

通行上支障がある災害廃棄物、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。

この場合においても分別を考慮するとともに、石綿含有建材の使用状況を確認し、他の廃棄物への混入を防ぐようにする。

また、水銀含有廃棄物（体温計・血圧計等）等の有害・危険性廃棄物の有無を確認し、あらかじめ除去する。

建物の解体・撤去については、所有者の申請に基づき、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえて優先順位を決定する。

解体撤去の計画、解体現場の指導等は、土木・建築担当課と連携して行う。

解体業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に、解体・撤去の優先順位を指示する。

解体前調査で、石綿の使用が確認された建物を解体する場合は、大気汚染防止法及び石綿障害予防規則に基づき必要な手続きを行い、石綿を除去し、適正に処分する。

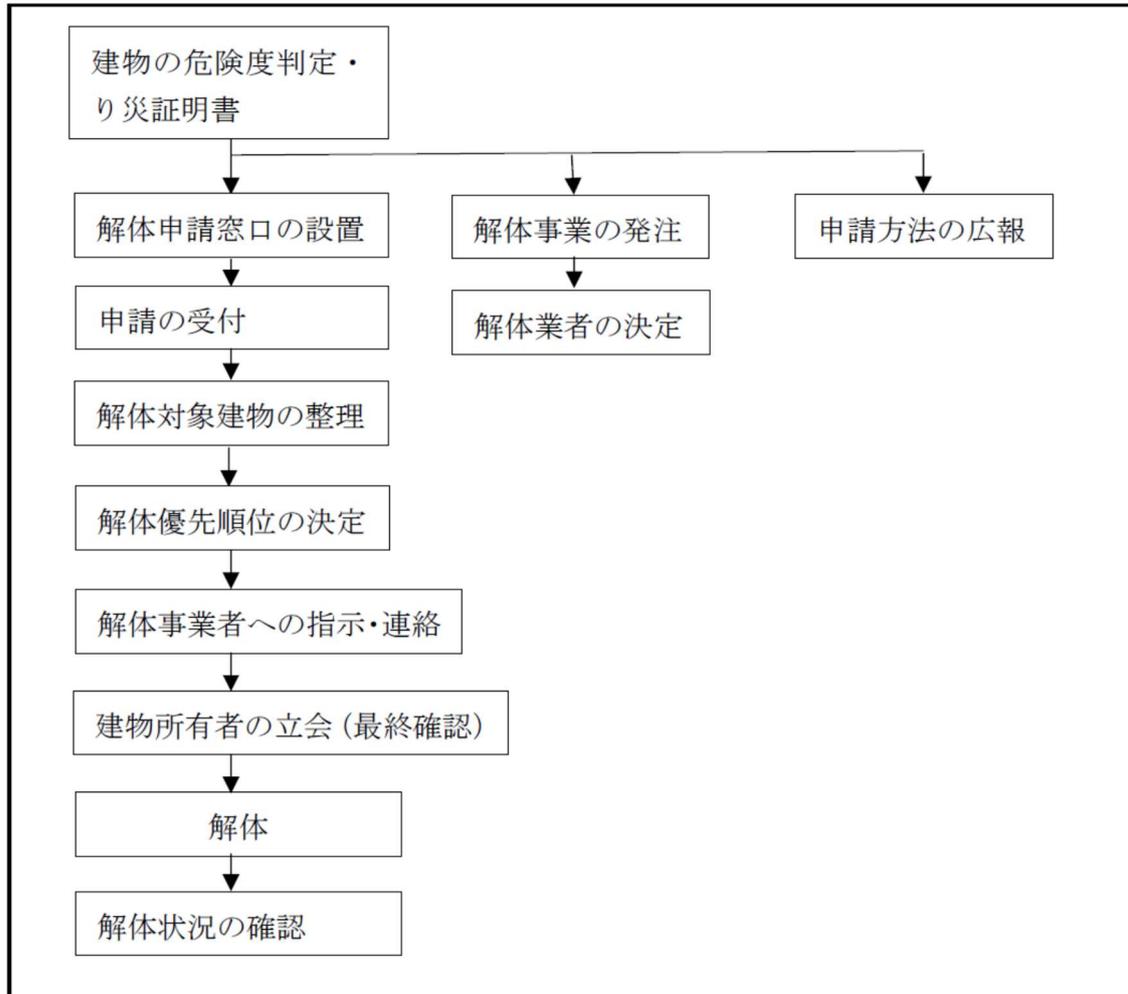


図8 損壊家屋の解体・撤去の手順

(15) 思い出の品等

貴重品・有価物や写真、位牌など所有者にとって価値のある思い出の品については、被災者の経済的、精神的な復興に繋がるものとして、町が保管場所を確保し、回収・清潔な保管・広報・返却等を行う。

貴重品の取扱いについては、警察と連携を図る。

歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理には留意する。